

(一般説明用)

## 被災証明について

※被災した事実を証明するもので住家を対象とする「罹災証明」の対象外である家財や車、車庫、塀などが対象です。

※住家を対象とする「罹災証明」は市により調査・認定した後、発行します。

### 《持ってきていただく物》

① 家財が被災したことがわかる写真（プリントしたもの）

- ・写真がない場合は、被災したことが確認できる書類等（豪雨や水害による修理などと業者が書いた預かり証、発注控、見積書など）  
(口頭説明だけでは受けられません。)

② みとめ印鑑（本人来庁であれば不要）

③ 来られた方の本人確認書類（免許証、保険証など）

- ・家族以外の代理人の場合は委任状が必要です。(任意様式で結構です。)

(例：被災証明の手続きについて坂町 1234 荒川太郎に委任します。令和4年8月◆日、大津123村上二郎 押印)

### 《手続き方法》

- ①申請書に住所、氏名、被災物件や被災の状況を記入していただき、被災状況が確認できる写真や書類を添えて提出していただきます。

### 《被災証明書の発行》

- ①写真等で確認ができれば、その場で証明書を発行します。
- ②判断が難しいケースはいったんお預かりする場合があります。